

様式第8号(第8条関係)

<p>公告前建築等承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東松山市長 あて</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ( )</p> <p>都市計画法第37条第1号の規定により、公告前の(建築 建設)について承認を受けたいの で、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
開発許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
建築物を建築し、又は特定 工作物を建設しようとする 土地の所在、地番及び地積	地 積  m <sup>2</sup>
承認を受けようとする事項	建築物等の用途
	建築物等の構造 の種別
申請の理由	
<p style="text-align: right;">第 号</p> <p>※ 上記のことについて 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東松山市長 <span style="float: right;">㊟</span></p>	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

教示(裏面のとおりに)

## 教 示

### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、東松山市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。